小牧市告示第１１４号

小牧市自転車等の放置の防止等に関する条例（平成２０年小牧市条例第３８号。以下「条例」という。）第９条及び第１０条第１項の規定により、放置された自転車を次のとおり撤去し、保管した。

　　　令和７年９月１０日

小牧市長　　山　下　史　守　朗

１　撤去した場所

小牧市堀の内一丁目地内　小牧山口付近

２　撤去した年月日

令和７年８月２９日

３　撤去した自転車の特徴

|  |  |
| --- | --- |
| 整理番号 | ２ |
| 防犯登録番号 | 23-オ-55078 |
| 車体番号 | 不明 |
| 色 | 黒色 |
| 鍵 | 無し |
| メーカー | COMFORTSPORTS |
| 状態 | 機能喪失 |

４　保管する期間

令和７年８月２９日から令和７年１０月２９日まで

５　保管及び返還を行う場所

　　　小牧市シルバー人材センター内駐輪所（小牧市小牧原新田４２３）

６　返還を受ける方法

　　　小牧山課において、放置自転車等返還申請書を提出し、当該保管自転車の利用者等であることを証明するものを提示する。

　　例）鍵と身分証の提示

７　保管する期間経過後の措置

　　　条例第１０条第３項の規定により廃棄等の処分をする。